

社会福祉におけるケアの概念

—養護・療育の思想と介護—

小 崎 恭 弘

The Concepts of “Care” in the Social Well-being :Protective Care, Care of Children with Special Needs, and Care Giving

Yasuhiro KOZAKI

1. 本研究の意義

近年の社会福祉の潮流として、特定の対象者に対する理念と数値目標を一つのプランとして掲げ、それに基づき社会政策や予算、あるいは実際の制度や施設の設立などが行われている。その流れは高齢社会に対応するものとして老人福祉の分野より確立された。1988年のゴールドプランは本邦で最初に作られたものである。その後少子化対策の「エンゼルプラン」、障害者についての「ノーマライゼーションプラン」と続き、何度かの変遷を経ながら現在に至っている。

この一例のみならず現代における社会福祉のあり方や考え方においては、老人福祉分野の考え方や理念などが与える影響は大きい。2005年には政府の「社会保障の在り方に関する懇談会」で社会保障費における老人福祉に関する費用の増大が、今後の社会において厳しい現状を招くという認識が示されている。老人福祉はその数や社会に与える影響において、社会福祉領域の一つのスタンダードである。そこでの理念や実践は、他領域の今後

の方向性や実際問題に関する取り組みに対して多くの示唆を与えるものである。

その老人福祉において中心的な課題は「介護」についての問題である。2000年から施行された介護保険もその基本的な課題は介護の国民負担であった。また2005年の見直し案においては、単に費用の問題だけでなく、いかに活力のある社会を構築するかが課題とされ、直接的な介護から予防を視野に入れた介護へと今後はシフトするとされる。

その社会全体で課題とされている介護であるが、社会福祉においては「老人福祉」分野の用語として定着している。しかし「人が人の手で他者を守り育む」という視点に立てば、その理念は決して老人福祉分野のみならず広く社会福祉の重要な概念であるといえる。これはつまり「ケア(care)」の概念である。児童福祉においては「養護」があり、障害者福祉には「療育」という同様な概念が存在する。これらは「ケア」という対人援助を基盤とした重要な概念に関わるものであるが、領域の違いがあり分野ごとに独立して考えられ、それぞれの違いや共通認識についてはこれまであまり

考えられていない。本研究では社会福祉における「介護」「養護」「療育」について、それぞれの持つ意味を踏まえ、「ケア」の視点からこれらに共通する社会的意義の認識を探ることを目的とする。

2. 生活障害としての介護と養護

今日の介護と養護における最大の相違点は、対象者の違いといえる。つまり介護は多くの場合「高齢者」および「障害者」を対象にしている。それに対して養護は「児童」を対象として考えられている。実際に「養護」の定義を照らし合わせてみると、

「児童の健全な育成発達を援助し促進する社会的責任として、大人側からの働きかけを意味しており、……⁽¹⁾」

「広義には、危険がないように保護し育て上げる事である。⁽²⁾」

「次世代を担う児童の健全な育成発達を援助し促進する社会的責任として、大人側からの働きかけを意味しており、広い概念でとらえられる……⁽³⁾」などと考えられている。一部老人福祉においても「養護老人ホーム」や「特別養護老人ホーム」として「養護」という言葉の使用が認められる。しかし概して「養護」とは、児童に対する積極的な働きかけを意味し、主体は大人あるいは社会にある、というのが一般的な定義である。

この場合の対象者の違いということ、もう少し細かく検討する必要がある。ただ単に年齢的な違いを持って用語の違いとすることは、あまりに表面的な視点でしかない。「養護」と「介護」の違い、換言すれば「児童」と「高齢者」の違いに対して積極的に目を向ける必要がある。当然のごとく多くの相違点があげられるであろう。年齢、身体機能、精神機能、社会的位置づけ、生活習慣等、数え上げればきりのないほどである。しかしケアの観点からまたは社会福祉的視点を持って、この両者の違いを考える必要がある。つまりそれは、この両者の生活障害に対するスタンスの違い

であるといえる。

児童はその発達段階の過程において、未成熟な存在である。またこれからの将来に向かって、自分の生活を積極的に構築していく存在である。そのために各個人が自己固有のライフスタイル確立のために、存在し、また活動（学習・生活経験等）を行っている。この児童の場合の生活障害とは、この過程において何らかの障害が存在する状態である。児童の生活においてプラスされるべき要素や経験が、何らかの理由によりプラスされにくかったり、また全くプラスされずにマイナスとされることである。

たとえば近年社会問題となっている、児童虐待を例に取りあげてみる。家庭の中で十分な愛情や養育を持って育てられる児童という姿が、本来社会において期待されるべきものであった（児童に対してプラスの働きかけ）。しかしその機能を家庭が十分に果たせずにいる（プラスされにくい状況）。そして保護者などからの虐待が行われている（児童にとってマイナスの状況）。つまり児童に対するケアというものは、児童に対して社会が積極的に何かを働きかけて、それにより児童への成長発達を促すということに力が注がれてきたのである。それは未成熟な状態から、新たな能力や社会関係を獲得していく過程である。それらの活動の一つは教育であり、また養護である。そしてそのプラスの働きかけが、十分なされなかったり、またはマイナス要素ばかりの環境におかれるなどした場合、積極的に福祉的な対応が行われることになる。児童のケアは児童の生活において、いかに積極的にプラス要素を加味できるか、ということが重要になってくる。

それに対して高齢者の場合は、現在行っている生活が、その個人にとってある程度確立されたものであるといえる。日常的に安定した生活を送ることが高齢者にとって重要になる。しかしそれは発達や変化が必要でないということではない。現在、発達心理の中心的考えの中では「生涯発達」

といわれるように、生涯にわたっての発達が強く認識されている。

そのような考えを踏まえた上でも、児童期にみられるような急激な身体や精神的発達や、その後続くライフスタイルの急激な変化は、高齢者にとっては期待すべきものでもなく、またすべてが望ましいものではない。そのような安定した環境に対する生活障害とは、喪失を中心とする、ライフスタイルの急激な変化といえる。その喪失とは、体力的な衰えや精神的能力の衰え、または社会的職業からの離脱、社会的地位の喪失、友人や配偶者などの大切な他者の死等、多くの分野に渡って予期されるものである。つまりこれらに対する、ケアあるいは社会福祉的視点における援助とは、喪失をいかにくい止めるか、あるいは喪失に対していかに積極的に関わっていくかということである。人生の終盤を迎えた高齢者に対しての喪失は、マイナス要素であるといえる。そのマイナス要素をいかに少なくするか、あるいはマイナスをいかにくい止めるかが重要なポイントとなる。またそのマイナスを受容できる環境をどのように整えていくのかも強く求められる。

このように両者の違いをケアの観点から考えると、「生涯発達」における変化の過程に対する援助のあり方という共通基盤を持つことになる。児童は未成熟が生活障害をもたらす要因となり、高齢者は喪失の結果が生活障害をもたらす要因となるのである。そしてそれぞれ生活障害を抱えた場合、基本的には児童はいかにプラスを与えるかが重要な課題になり、そして高齢者はいかにマイナスをくい止めるかが重要な課題となるのである。

3. 保育における養護

保育所は英語で「day nursery」と呼ばれるように、一時的あるいは中間的な育児支援を行う施設である。そして保育とは「外からの保護と内からの発達を助ける『保護・教育・育成』の意味と、子育てと同義の『保護・養育』の意味がある。⁽⁴⁾」

と理解されている。その保育における中心的概念が養護である。平成11年に改定された現在の保育指針の中では、それ以前の保育指針に比べより明確に生命の保持・情緒的安定といった、養護の機能が強調される内容となった。そのために6ヶ月未満の低月齢児の保育内容や、細かい月齢での区分ごとの保育内容が明記されることになった。

つまりそれだけ現代社会において、家庭における「養護機能」が低下したということが、背景として考えられる。21世紀に入り、都市化の進展、核家族化、少子化等子どもたちを取り巻く家庭・地域・社会環境の変化が急速に進んできた。それに合わせて当然のごとく社会における価値観の変化や、ライフスタイルの多様化がみられた。保育所における保育の内容も、それらの時代の流れに沿ったものへと変化してきた。

表1. 保育所保育指針の変遷

年 代	社会状況	保育指針の背景
昭和20年代	戦争の傷跡を癒した時代	貧困・戦争孤児対策
昭和40年代	高度経済成長政策の展開	家庭、女性の労働力確保
平成の時代	少子高齢化社会の到来	家庭機能の脆弱化・養護機能の確保

現在の保育は、もはや保育という特定の一分野としては存在しない。あるいはできないのである。現代は社会全体が「少子高齢化」を構造的な社会問題としてとらえ、またそれらの対応として多くの政策がなされている。そしてその中での保育の役割は「次世代育成」という社会全体の児童育成という、大きな課題への中心的役割としての対応が望まれている。特に今後は、その中においても家庭機能の低下が招いた問題(育児不安・家庭内暴力・家族危機等)に、保育は積極的に関わる重要性が増すであろう。そしてそれらの問題の影響をダイレクトに受ける子どものケアが強く求められる。それがこれからの保育の重要な役割となる。社会的な存在として子どもをとらえ、その社会的存在に対する社会の責任としての養護を今後強く考えなければならない。社会の変化による家庭機能の低下は、その責任と子育てを保護者や一部の

親族などに押し付けて解決することは、もはや不可能な状態に陥っている。養護の機能を家庭のみに必要以上に求めることは、育児不安等のまた新たな問題を発生させる要因になりかねない。育児支援等の家族を中心とした家庭養護と保育の充実などの社会養護とのバランスのとれた、積極的な養護のマネジメントやコーディネートが望まれている。

4. 療育における思想

療育とは「治療と養育・保育を意味し、時に治療教育として用いられることがある。⁽⁵⁾」つまり、心身に障害を持つ児童を対象に作り出された用語である。障害児福祉を考えるとときにキーワードとなるのが「ノーマライゼーション」である。それだけにとどまらず、現代の社会福祉を支える一つの重要な概念として「ノーマライゼーション」があげられる。これは北欧の障害児の教育や養護が源となっている。「ノーマルな状態での普通の暮らし」を掲げたこの思想は、世界的に広がりを見せた。そして本邦の障害児の療育や保育において、インテグレーションやメインストリーミングといった考えを導入しながら、「統合保育」という新たな視点を切り開いた。当初、これらは新たな時代の新たな視点として歓迎をされたかのように思えた。確かにそれ以前の障害児を隔離した、施設中心主義の社会よりは、障害児も一緒に生活できる社会へ向けての第一歩は踏み出したのかもしれない。

しかし同じような状況で統合教育を生み出したアメリカでは現在「統合の場での支援がなく、障害児は投げ捨てられた（ダンピング・Dumping）。いうなれば、物理的統合は果たせたが内容的には単に『お客様』であって、真の統合はなされなかった。⁽⁶⁾」という反省がなされている。そしてそのような状態を解決する方向として「インクルージョン（Inclusion）」という概念・思想が誕生した。これは単に障害児の教育ニーズのみに対応するの

ではなく、言葉のとおり障害児を含むすべての児童に対しての教育ニーズに対応する教育の概念・志向・方法を指す。またこれは単に教育のみに関わらず、今後の社会福祉の新たな概念としても注目されるものである。

日本においては、まだ統合保育・教育の段階にとどまっており、真の意味でのインクルージョンはまだなされていない状況にある。知的障害者の保護者の会である「全日本手をつなぐ育成会」はその英語訳名「INCLUSION JAPAN」と改定した名称を使用している。このように少しずつではあるが、日本においても障害児を特別視した社会のあり方から、障害のあるなしに関わらず多様な生き方の存在の尊重という考えがなされつつある。このような療育や障害観は、社会の多様化・複雑化に伴い、従来の社会的価値の喪失という現象が起こりつつある現代においては、非常に適合する考えである。また社会福祉のみに関わらず、社会全体のコンセンサスを得やすいものであるともいえる。

このインクルージョンの思想は養護・介護においても、重要な方向性を示唆している。ともすれば現在の介護は、認知症や寝たきりというなにかしらの「特別なニーズに対応するもの」としてあまりに多くの点を強調しすぎてきた。それがクライアントにスティグマの感情を喚起させたり、また制度の利用をためらわせたり諦めさせてきた。しかしそれら一つ一つのニーズを特別視せずに「すべての人のニーズを満たす介護」という意識や制度として、社会に浸透することが今後望まれる。

5. ケアにおける介護と養護

エレン・ケイは20世紀を「児童の世紀」と名付けた。確かに20世紀において子どもに対する社会の認識は、それ以前と比べると格段に進歩した。しかし同時に産業革命後の資本主義社会の発展は、家庭の場を破壊しそこに新たに「労働力」という一価値のみを付与した。そのため男性・女性を問わず「労働力」という名のもとに、子どもの養育

者が奪われてしまい、児童は劣悪な環境の下におかれることになった。その脱却をはかるロバート・オーエン、エレン・ケイ、アリエスらの試みや教育運動のうねりが、児童の社会的価値の向上や権利の付与という形となったのである。そしてその結果「社会で育てる子ども」としての社会的コンセンサスが先進諸国ではなされたのである。

そのような意味合いでは、児童に対する社会的養護は時代の要請であるといえる。同様に現代社会の介護の問題もある意味では「時代の要請」ということができる。先進国における人口構成の変化、社会全体のライフスタイルの変化、医療・福祉の質的向上等、社会構造の大きなうねりが「介護」の社会化を要請しているのである。そしてそこには児童の社会的価値が向上したのと同様に、対象となる老人や障害者の社会的価値の向上が望まれる。従来、老人や障害者に対する社会の対応は、ネガティブな価値観の下に展開されたことは否めない。21世紀にあっては「養護」および「介護」は、ますます社会的要請が強まり「社会的養護」「社会的介護」の色合いが強くなるであろう。その状況においては、ヒューマンケアという共通基盤に立った人間理解に基づく対応が重要になる。それは「社会福祉」における、人間理解と言い換えることができよう。「養護」「介護」という違いはあるにせよ、ヒューマンケアという文脈においては、社会福祉の考えなくして実のある対応は不可能である。また「養護」と「介護」を全く異なったものとするのではなく、乳幼児・高齢者・障害者等「社会を構成する一員が何らかの援助を求めているときに、社会全体で支える理念」というヒューマンケアとして、一元化された崇高な理念に基づく養護と介護のあり方が必要になる。

メイヤロフはその著書の中で「他の人々をケアすることをとおして、他の人々に役に立つことによって、ケアする人は自身の生の真の意味を生きているのである。この世界の中で、私たちが心を安んじていられるという意味において、この人は

心を安んじて生きているのである。それは支配したり、説明したり、評価しているからではなく、ケアし、かつケアされているからなのである。⁽⁷⁾」と述べている。従来はケアを受ける立場（クライアント）の利益や意義のみが強調されていた。しかしメイヤロフが述べているように、ケアを行う側にとってもケアは自己を高め、それにより自らを成長していくことができるのである。「養護・介護」を行うことは、ケアされる側・する側の区別なしに双方にとって人間的成長が行える場としてかけがえのない意義がある。今後はそのように新たな視点が、ケアの中心的価値として構築される必要がある。

6. 社会福祉におけるケア

I 環境の統合とヒューマンケア

社会の急速な変化に伴い、ケアには今後より多様なニーズが求められる。現在の社会福祉はそのカテゴリー（児童・高齢者・障害者・貧困者等）において、法律が制定されまたそれにより細かな対応がなされている。それは時としてあまりに細分化、そして専門分化してしまい、個々のクライアントの生活を細切れに碎いてしまい、全体としてバランスを欠いたものになってしまっている。しかし今後社会的ニーズが高まるのは、家族や社会から孤立した形での「介護」あるいは「養護」「療育」ではない。家族全体を一つのまとまりとした「家族福祉」や社会資源を活用する「地域福祉」を中心とした、個人を取り囲む環境が統合された形での福祉的視点が必要とされる。

それは当然、保育においても同様である。現在の保育は、子育て支援あるいは家族援助という形態が強く求められている。それは対象となる子どもだけに焦点を当てた援助ではなく、子どもを取り囲む家族環境および社会環境への直接的なアプローチを行っている。子どもの幸せは、子どもへの直接援助のみで達成できるものではない。特に非常に価値観が多様化し、子育てのあるべき姿

が見えにくくなっている現代社会においては、より多くの子どもを取り囲む環境への援助が必要かつ重要になってくる。

このような統合された援助は、今後の介護にも同様のことがいえる。高齢者・障害者の問題を「介護」という一視点からのみで解決を行ったり、幸福を追求すべきではない。介護を軸にしながらも、その要介護者の家族やその地域社会への援助にも、配慮を行う必要がある。そして介護をクライアントの生活と切り離して独立させるのではなく、いかにクライアントの生活の中に統合させていくかが、重要になってくる。

II 生涯発達における介護と保育

保育・療育においては「発達」という基盤の上に児童への援助が行われている。従来は「発達」は児童特有のものと考えられていた。児童期から青年期における急激でポジティブな変化、発達曲線の右上がりの変化を「発達」と考えていたのである。しかし現代の発達心理学を中心とする考えは、生涯にわたる変化をとらえて発達と考える立場をとる。それを従来の発達と区別する意味で「生涯発達」としている。保育・療育において児童は「変化可能な主体的存在」として発達観のもとにある。換言すればなにかしらの変化を予想し、また期待した上での援助が行われているのである。

このような積極的な変化の可能性を、高齢者や障害者についても同様に考えるべきである。すべてのライフステージにおいて人間は発達の可能なポジティブな存在であることを、強く認識する必要がある。確かに高齢者の場合は「老化」というネガティブにとらえられやすい変化がある。この場合の老化とは、個人の尊厳を奪ったり、社会的な責任と存在を剥奪するなど、高齢者の社会的存在を否定するような、イメージでとらえられている。今後はそのように考えるのではなく、ポジティブな変化もネガティブな変化もともに含めて「生涯発達」と考えるのである。そして「プラスのみ

を発達」と考える狭義の発達観からの脱却を図り、「マイナスをも含めたすべての変化が発達」ととらえる広義の発達観を確立させる必要がある。そしてその発達に即した社会福祉の援助のあり方を、一人の人間のライフサイクルに即して縦断的かつ多面的に行うことが大切である。その考えは乳児や高齢者という対象者の違いはあるにせよ、一人の人間への発達に対する社会福祉の援助のあり方として、どのライフステージにおいても同様の重みで考えられるものである。

引用文献

- 1) 京極高宣監修「現代社会福祉レキシコン」1997 雄山閣出版 pp. 302
- 2) 中央法規出版編集部「社会福祉用語辞典」2002 中央法規出版 pp. 526
- 3) 古澤英子・小館静枝編「保育講座養護原理」1997 ミネルヴァ書房 pp. 1
- 4) 同上「社会福祉用語辞典」pp. 479
- 5) 京極高宣監修「現代社会福祉レキシコン」1997 雄山閣出版 pp. 379
- 6) 松本了『『インクルージョン』の理念と実現への動向』月刊福祉96年6月号 1996 全国社会福祉協議会 pp. 175
- 7) ミルトン・メイヤロフ著 田村真・向野宣之訳「ケアの本質」1998 ゆみる出版 pp. 224

参考文献

- ・仲村優・小島容子・L.H. トムソン編「社会福祉英和・和英用語辞典」1997 誠信書房
- ・川原公佐編著「保育原理」1996 保育出版社
- ・朝倉陸夫・比嘉真人編著「養護原理」1995 東京書籍株式会社
- ・成田錠一・小林一・飯田和也・栃尾勲著「改定 保育所保育指針解説」1994 国際子ども研究所
- ・幼児保育研究会編「最新保育資料集」1998 ミネルヴァ書房
- ・浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編「保育の歴史」

1981 青木書店

- ・国際子ども研究所編「新・保育所ガイドブック」

1995 中央法規出版

- ・マーガレット・デクスター & ウォーリー・ハーバート著 岡田藤太郎監訳「ホームヘルプ・サービス」1987 大阪地域福祉サービス研究所
- ・中山将・高橋隆雄編「ケア論の射程」2001 九州大学出版
- ・M・シモーヌ・ローチ著 鈴木智之・操華子・森岡崇訳「アクト・オブ・ケアリング」2002 ゆみる出版
- ・渡邊益男「生活の構造的把握の理論」2000 川島書店
- ・祐宗省三編「ウェルビーイングの発達学」2003 北大路書房